

(仮称)イオン石巻ショッピングセンターの届出概要(法第5条第1項)

- 1 届出者名  
イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)イオン石巻ショッピングセンター  
石巻市蛇田西部土地区画整理事業15街区
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年1月16日
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
33,686平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
2,470台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
965台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
670平方メートル(4か所)
  - (4) 廃棄物等保管施設の容量  
510立方メートル(6か所)
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前9時(ただし、年間最大30日間は午前6時)  
(閉店時刻) 午後11時(ただし、年間最大30日間は翌午前0時)
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌午前1時まで  
(ただし、年間最大30日間は午前5時30分から翌午前1時まで)
  - (3) 駐車場の出入口の数  
5か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷捌き施設 NO.1 午前6時から翌午前6時まで  
荷捌き施設 NO.2 ~ 4 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成18年5月15日
- 9 縦覧場所  
宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政  
情報公開センター及び石巻市役所
- 10 縦覧期間  
平成18年5月26日から平成18年9月26日まで(ただし、閉庁日を除く。)

11 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県産業経済部食産業・商業振興課

12 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第 8 5 号) 及び意見書様式を参考のこと。